

2016 (H28) 8. 1 (月)

電話 083 (242) 5894

ひよりやま No.1

前田将志法律事務所

暑中お見舞い申し上げます。前田将志法律事務所です。このたび当事務所の活動を広く皆様に知っていただくため、ニュースレターを発刊することにいたしました。時事問題に対する法律コラムから、当事務所の活動、下関市の話題まで幅広く取り扱っていききたいと思います。

法律という近くて遠い話題について、皆さまにお届けしていきますので、当事務所ともども、今後とも宜しくお願いします。



当事務所の紹介

第1回目ということで、まずは当事務所の特徴を紹介します。

当事務所は平成21年9月、下関市向洋町に設立されました。その後、平成22年に事務所を移転し、現在は市内丸山町（日和山ふもと）で活動しています。

当事務所のモットーは「**最善の対応を尽くす**」ことにあります。事実関係・法律関係の調査と分析を重視しており、相手方の反論・生じうるリスク等を事前に想定して業務を進めることを心がけています。また、皆様に身近な法律事務所でありたいと願っており、「代理人」としてできる限り当事者の気持ちに寄り添っていきたいと思っております。

重点取扱分野は労働法、経済法及び不動産問題一般です。もっとも、これに限らず、交通事故、相続問題及び離婚問題等の一般民事事件を幅広く取り扱います。身近な法律問題で悩んでいる方がいらっしゃいましたら、ぜひ、ご相談ください。



Nippon dai suki ne.

法律ニュース「民泊サービスについて」

平成28年6月20日、民泊サービスのあり方に関する検討会最終報告書がとりまとめられました。現状では、民泊サービスは簡易宿所の1つとして旅館業法で対応することとなっています。しかし、報告書では、民泊サービスをホテル・旅館とは異なるものとして別の法律で整備するのが適切としており、この報告書の内容を踏まえ、政府も新法の提出準備を進めています。

報告書では、民泊サービスはあくまで住宅を活用した宿泊の提供と捉えられました。具体的には、旅行者を自宅に有料で宿泊させたり（家主居住型）、あるいは会社の出張等で家主が不在の間に有料で住居を提供する（家主不在・管理者型）というイメージです。民泊サービス開始の届出等もインターネット等による簡易な届出を基本とし、宿泊拒否制限規定も設けない等とされました。

もっとも、ホテル・旅館業の立場と賃貸管理業の立場で民泊サービスの実態の評価が大きく異なっているため、実際に制定される新法の内容等の見通しはやや流動的といえそうです。

今後は、**営業日数制限をどの程度とするか（ホテル・旅館業の立場は年30日以下を主張。）**を中心に、新法の内容の調整が進んでいくこととなると思われます。



リオ五輪 柔道100kg超級の日本代表 原 沢 久 喜 選手は下関市（早鞆高校）出身。最強のライバルであるリネール選手（フランス）に勝って金メダルを手にするよう、熱い声援を送ります。